

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区等の区域指定を表示するための標識設置基準の撤廃	都道府県 提案事項管理番号	福岡県外 40 都道府県 1023010
提案主体名	福岡県外 40 都道府県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び同法施行規則
制度の現状	<p>第 15 条第 13 項</p> <p>国又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>第 28 条第 9 項(第 15 条第 13 項準用)</p> <p>第 34 条第 5 項</p> <p>都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>第 35 条第 12 項(第 34 条第 5 項準用)</p>

求める措置の具体的内容	標識設置基準を地方自治体が地域の実情に応じて設定する
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>都道府県知事は、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域の指定に際し、区域を表示する標識を設置しなければならないとされており、国が標識のサイズを全国一律に規定している。</p> <p>②問題点</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律は、標識の大きさや支柱の地上部分の長さ等、標識の形状や設置方法の細部まで規定しているため、電柱や他の案内板に標識を張り付けるなど既設の構造物を利用した効果的な設置ができない。</p> <p>③解決策</p> <p>標識設置基準を地方自治体が地域の実情に応じて設定する。</p> <p>④効果</p> <p>既設の構造物を利用した効果的な表示が可能となることから、県民への鳥獣保護区等の周知が進み、鳥獣の保護が図れるとともに地域住民の安全・安心な暮らしの確保につながる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-2	措置の内容	I
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において、国の定める基準に基づく都道府県による標識の設置を定めている指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域については、それぞれの区域内で鳥獣の捕獲等の禁止されている行為があり、違反した者は罰則の対象とされている。</p> <p>狩猟は、都道府県を越えて実施できることから、標識の形状や記載内容が地域により異なると、各区域での禁止行為に関し、狩猟者の誤認や誤解等を招き、違反や事故を引き起こす危険があるため、国民にとって分かりやすいものとなるよう、全国一律のものとしている。</p>				

しかしながら、平成 22 年6月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱を受け、義務づけ・枠付けの見直しの一環として、都道府県が指定猟法禁止区域及び休猟区に設置する標識の寸法については、環境省令で定める寸法を参酌して各都道府県が条例で定めることができるよう、改正に向けた準備を進めているところ。

今回の提案を踏まえ、鳥獣保護区、特別保護区及び特定猟具使用禁止区域についても同様に対応する予定であり、ご要望の小スペースでの設置については措置予定。

また、性状に関しては特段規制を設けていないため、ご要望のシールによる他施設構造物を利用した表示は現行制度下でも対応可能である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-2	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	B-2	「措置の内容」の再見直し	I

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一般廃棄物再生利用業の指定ができる行政機関の 緩和	都道府県 提案事項管理番号	大阪府 1024010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2項及び第2条の3第2項
制度の現状	再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であって市町村長の指定を受けたものについては、一般廃棄物処理業の許可が不要とされている

求める措置の具体的内容	現行法で規定されている一般廃棄物再生利用業の指定の出せる行政機関は市町村となっているが、都道府県においても指定を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一般廃棄物再生利用業の指定を市町村から都道府県に移行し、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指す。 (再生利用業とは、再生輸送業及び再生活用業をいう)</p> <p>現在再生輸送業を行うには、廃棄物が出る(積み込む)市町村毎に市長村長からの積み込む指定等を必要とし、その廃棄物を降ろす事業所のある市町村でも市町村長の降ろす指定を必要とする為、事業者は煩雑な手続きを求められることにより、事業の拡大を抑制されている。また、再生活用業においては、廃棄物を受け入れるにあたり、指定、許可、自己搬入等、法律上認められた者からしか受け入れることができない為、指定の出していない市町村の廃棄物を受け入れるには、自己搬入によるものしかなく、再生活用できる廃棄物があっても、焼却処分等されているおり適正な資源循環が妨げられているのが現状である。さらには、再生輸送業の指定を出していない市町村の排出者は、自己搬入を除き、許可業者へ委託するしかなく、また、市の許可があっても業者が少なく、市場の寡占化がおき、価格の高騰等の懸念及び適正な資源循環が妨げられている。</p> <p>以上のことから、指定を出す行政主体を市町村から都道府県に移行することにより、再生利用業の行える区域が拡大し、事業者の事業の拡大に伴う雇用の創出及び設備投資に伴う地域の活性化、排出者の廃棄物の再資源化の推進、焼却等廃棄物の減量に伴う地方自治体の一般廃棄物処理費用の軽減につながる。</p> <p>代替措置: 当制度の適正な運用を行うにあたり、指定処分者(都道府県)による定期的な報告書提出の義務付け及び適宜業者事業場等への検査を行うことにより、当制度の適正な運用を図れると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、区域内で発生する一般廃棄物の収集運搬及び処分を行うとともに、不法投棄等が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、原因者の責任を追及できない場合には、当該市町村が自らの責任の下で一般廃棄物を処理し、生活環境保全上の支障を除去することとなる。</p> <p>このように、市町村は、廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものとされていることから、再生利用指定制度における指定の権限についても、市町村が有することとしているところである。</p> <p>御指摘のように、都道府県が再生利用を行う者の指定をできることとすれば、都道府県が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しない再生利用を行う者を指定することがありうることとなり、この場合、都道府県と市町村が異なる処理方法を定めるこ</p>				

ととなってしまう、処理に混乱を生ずるおそれがある。例えば、市町村が廃食用油を飼料化する再生利用を進めているにもかかわらず、都道府県において、廃食用油を燃料化する業者を指定して事業を推進させた場合、双方の方針が整合しないことで、かえって効率的な再生利用に支障を来すことが考えられる。
したがって、御提案については、特区として対応することは困難である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	浄化槽法定検査の効率化検査導入に関する環境省との協議の省略	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	1029010	
提案主体名	埼玉県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	
制度の現状	<p>浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない(第十一条検査)。</p> <p>第十一条検査は、外観検査、水質検査、書類検査から成り、水質検査においては、水素イオン濃度、活性汚泥沈殿率、溶存酸素量、透視度、塩化物イオン濃度、残留塩素濃度、生物化学的酸素要求量についての測定を行う。</p> <p>都道府県知事が認める場合には、水質検査における生物化学的酸素要求量についての検査を除き、第十一条検査の一部を行わないことができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>浄化槽法定検査にBOD検査の導入等による効率化検査の採用について、環境省との事前協議を不要とすることを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>浄化槽法第11条の定期検査にBOD検査を導入し、検査の効率を図る制度の採用に当たっては、浄化槽対策室長通知に基づく環境省との協議が必要とされている。</p> <p>しかしながら、この通知は地方自治法第245条の4の規定による技術的助言の域を超えるものでなく、法令によらない協議等事務の義務付けは拘束力を有していないと考える。</p> <p>加えて、本検査制度に効率化等の観点から創意工夫を行う事務は、地域の実情を熟知している地方自治体に委ねるべきである。</p> <p>また、本措置により国、地方自治体双方の協議に要する時間、労力が不要となるため、事務コストの削減にもつながる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>効率化検査の導入に当たって、同様の検査を導入している他の都道府県における検査項目等との全国的な見地からの調整を図る観点等から、当該効率化検査に係る検査項目について、個別に環境省に協議されたい旨の技術的助言を行っているところであり、貴県の見解通り当該通知に拘束力はない。</p> <p>なお、検査の実施に当たっては貴県におかれても、検査の信頼性を確保し、法目的である浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理が図られるように努められたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。			
提案主体からの意見	今後、浄化槽法定検査にBOD検査の導入等による効率化検査等の新たな検査制度の導入に当たっては、貴省との事前協議は要しないと解釈してよいか、回答いただきたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

平成7年6月20日通知において示した11条検査において BOD を導入し法定検査の効率化等を図る場合の協議については、前回回答の通り、拘束力を持つものではなく必須との位置づけではないが、他の都道府県における検査項目等との全国的な見地からの調整を図る観点等から、引き続き任意協議としてご協力を求めるところである。
なお、法定検査の実施に当たっては関係法令に則り適切に行われたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
			—

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市町村設置型浄化槽における法定検査(浄化槽法第11条に基づく定期検査)の実施回数の緩和	都道府県 提案事項管理番号	熊本県 1040010
提案主体名	熊本県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	
制度の現状	浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

求める措置の具体的内容	市町村設置型浄化槽について、毎年1回と定められている浄化槽法第11条に規定する水質に関する検査の実施頻度を、3年から5年に1回とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村設置型浄化槽は、市町村がその維持管理を行うことから、保守点検、清掃及び法定検査の適切な実施が確保され、公共用水域の水質の保全のために効果的な施策である。 ・本県では13市町村がこの事業に取り組んでおり、全国的に取組数が多いところであるが、設置後の維持管理に経費がかかるという理由で、取り組む市町村が減ってきているのが現状。 ・そこで、市町村設置型浄化槽については法定検査の実施を3年から5年に1回とすることで、市町村の財政負担の軽減にも寄与し、市町村設置型浄化槽の整備促進を図ることができる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>浄化槽法第11条に基づく定期検査は、浄化槽の保守点検・清掃が法令に定められたとおり適切に行われ、所定の機能が発揮されていることを公的に確認するため、都道府県知事に指定された指定検査機関が放流水質の測定等を行うものであり、浄化槽から放流される汚水による生活環境保全上の支障の防止のため、たとえ市町村設置型の浄化槽であっても、当該検査を行う必要性は変わるものではない。</p> <p>御提案のように法定検査を3～5年間に1回行えばよいこととする場合、保守点検・清掃等が適切に行われておらず、所定の機能が発揮できていない浄化槽に関し、行政による改善の助言・指導等を行うことが困難となり、十分に処理されない汚水が長期にわたり放流され、生活環境の保全上、支障が生ずるおそれがある。</p> <p>したがって、御提案については対応が困難である。</p> <p>なお、市町村の費用負担の軽減については、「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業」のように国の定める設置補助の上乗せ制度を活用することや、都道府県より維持管理の補助の実施、PFIや一括契約の導入による費用の圧縮など、事例が多数存在している。国しても、今後とも浄化槽の普及に対する補助の充実や、先進的事例の情報提供について取り組んでまいりたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
提案主体からの意見	

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
-------------	-------------	---	-------------	---

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高濃度バイオディーゼル燃料(BDF)の利用可能化	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1043010
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省
該当法令等	揮発油等の品質の確保等に関する法律17条の7第1項 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項
制度の現状	<p>自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品確法」という。)の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1.3%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%(B5)までと規定している。</p> <p>品確法においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%(B5)までと規定している。</p> <p>また、品確法第17条の4の2第1項及び第17条の8第4項の規定に基づき、軽油特定加工業者は、特定加工して生産した軽油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするとき、当該軽油が規格に適合することを確認する義務を負う。</p> <p>エタノール含有量については、一般車両に高濃度アルコール燃料を導入した場合に金属腐食及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性上問題のない燃料として3%上限を規定しているものである。また、バイオディーゼル含有量については、混合率5%を超える燃料については、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用して公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、5%上限を規定しているものである。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料混合燃料の使用・販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められていない。</p> <p>一方で、バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成21年2月に、高濃度バイオディーゼル燃料使用者に対して、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関する助言、注意喚起を行う際の指導要領として、これまでのバイオディーゼル燃料使用にかかる既存の情報・知見を体系的に整理した「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を策定するとともに、経済産業省では、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度(試験研究認定制度)を実施しており、これらによって、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。</p> <p>なお、高濃度バイオディーゼル混合燃料の試験研究については、現時点では、京都市においてB20の試験研究認定を取得し実施しているところ。</p>
求める措置の具体的内容	軽油と混合して販売する脂肪酸メチルエステルの混合割合の規制(5.0質量%以下)を撤廃する。

具体的事業の実施内容・提案理由

洲本市、淡路市で廃食用油による BDF 生産が拡大しつつあるが、混合割合 5 質量%未満の販売しか認められていないため、自家消費以外の利用が広がらず、本格的な普及段階に進めないでいる。

地球温暖化対策並びに資源制約の時代にも持続する地域づくりの観点から、自動車の脱化石燃料化を進めることが不可欠であり、BDF の利用が進むことで、地域全体での廃食用油の再利用や菜の花・ひまわり等の原料作物の栽培が盛んになり、自動車の脱化石燃料化に貢献するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成21年2月に、高濃度バイオディーゼル燃料使用者に対して、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関する助言、注意喚起を行う際の指導要領として、これまでのバイオディーゼル燃料使用にかかる既存の情報・知見を体系的に整理した「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を策定している。</p> <p>また、経済産業省では、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の利用の認定制度（試験研究認定制度）を実施している。</p> <p>今回の提案については、当該ガイドラインを基に自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としている試験研究認定制度を活用することで対応可能であり、現在、京都市において、B20の試験研究を実施していることから、同様の対応をご検討いただきたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>試験研究としての規格外燃料の使用は可能とのことであるが、近隣に大学等研究機関が立地しない、小規模な自治体において、この取組を行うことは実際には困難である。脱化石燃料、エネルギーの地産地消を進める観点から、地域におけるBDFの利用促進のための規制改革をお願いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成21年2月に、高濃度バイオディーゼル燃料使用者に対して、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関する助言、注意喚起を行う際の指導要領として、これまでのバイオディーゼル燃料使用にかかる既存の情報・知見を体系的に整理した「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を策定している。</p> <p>また、経済産業省では、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の利用の認定制度（試験研究認定制度）を実施している。</p> <p>今回の提案については、当該ガイドラインを基に自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としている試験研究認定制度を活用することで対応可能であり、現在、京都市において、B20の試験研究を実施していることから、同様の対応をご検討いただきたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請
<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>
提案主体からの再意見
<p>小規模な自治体では試験研究認定制度の活用が実際には困難なため、より簡易な仕組みの検討をいただきたい。</p>

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-
<p>バイオディーゼル含有量については、混合率5%を超える燃料について、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用して公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、5%上限を規定しているものである。</p> <p>そのため、軽油規格の特則である試験研究認定制度に基づく認定は、軽油の品質管理体制や自動車の安全管理体制などの基準を満たすことを条件として、自動車の燃料に係る技術の発展に資する研究を特別に認めているものである。</p> <p>したがって、現行の制度をより簡易にすることは困難であることをご理解いただきたい。</p>				

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1043050
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
制度の現状	<p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、廃棄物系バイオマスのリサイクルループを完結する取組が「再生利用事業計画」の認定を受けた場合は、当該バイオマスの収集運搬の市町許可が不要となる特例規定を創設</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>廃棄物系バイオマス資源の収集・運搬等の許可要件緩和により、バイオマス利活用推進を目指す。</p> <p>具体的には、現在、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」により、食品関連事業者は、同法の基づく、再生利用事業計画(食品廃棄物由来の肥飼料により生産された農畜産物を食品関連事業者が引き取る計画:食品リサイクル・ループ)が主務大臣の認定を受けた場合、認定計画に従って行う食品循環資源の収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となっている。</p> <p>そこで、食品廃棄物に限定せず、廃棄物系バイオマスのリサイクルループを完結する取組を団体等が実施することができれば、バイオマスの利活用の推進につながる。</p> <p>(理由)</p> <p>廃棄物系バイオマスの肥飼料化等、利活用の事業化にあたっては、原料の安定的な入手が必要であり、産業廃棄物に限らず一般廃棄物も取り扱うことが必要となり、一般事業者に加え産業廃棄物処理業者にとっても、取り組み促進に支障となっている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>御提案のような仕組みを構築するためには、個々の廃棄物に応じ、現在における当該廃棄物の再生利用の実態や、廃棄物の減量等の効果等を踏まえ、効率的な再生利用スキームの在り方等について十分な検討が必要と思われるところ、御提案の「廃棄物系バイオマス」が具体的にどの?廃棄物を指すのか、また、当該廃棄物についてリサイクルループが適正に成立しうるのか(対象廃棄物がどのように再生され、当該再生品がどのように利用されるのか、利用の見込みはあるのか)等が不明確であることから、御提案に対応することは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>
-------	-------------------------------------

提案主体からの意見				
今回提案している廃棄物系バイオマスは、具体的には剪定枝を想定している。また、リサイクル ^① の例は剪定枝の堆肥利用等を考えている。提案の趣旨をご理解いただき、既存の再生利用認定制度も踏まえた総括的なご検討をお願いしたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>先の回答で述べたとおり、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」において、再生利用事業計画の認定による「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特例措置を設けているのは、食品循環資源の排出者である食品関連事業者の責任の下で、利用先確保まで含めた再生利用の取組を担保されるからであるところ、御提案の内容では、そもそも誰が計画の策定主体となって認定を受けるのか不明であり、計画における責任の所在も明らかでないため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」における再生利用事業計画の認定と同様の制度設計がなされていると認められない。</p> <p>御提案の事業内容については、現行の許可制度の下で広域的なりサイクルが実施されている事例もあり、また、既存の再生利用指定制度（再生利用されることが確実であると市町村が認めた一般廃棄物のみ処理を業として行う者であって市町村の指定を受けたものについて一般廃棄物処理業の許可が不要となる制度）を活用することも可能と考えられるため、まずは、既存制度の活用を御検討いただきたい。</p> <p>なお、御意見中の「既存の再生利用認定制度」が指し示すところが必ずしも明らかではないが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の8に規定する再生利用認定制度は、認定を受けた一般廃棄物の再生利用を行う者に限り、一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設設置の許可が不要となる制度であって、当該再生利用を行う者以外の者が認定を受けた再生利用先に収集運搬を行う場合までの許可を不要とするものではない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>ご指摘のあった既存の再生利用指定制度及び第7条の活用においても、複数の市町と事業者の調整等手続きが煩雑であり、関係市町の意向に大きく影響を受ける等、薄く広く存在するバイオマスの特性上、地産地消による利活用が可能な環境整備が早急に求められることも斟酌すれば、既存の制度のままでの活用では提案趣旨の実現はできないものとする。バイオマス利活用事業の推進に資する法的環境整備に理解と協力を賜りたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—
<p>御提案の事業内容については、そもそも誰が計画の策定主体となって認定を受けるのか不明であり、計画における責任の所在も明らかでないため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定と同様の制度設計がなされていると認められず、同様の制度を導入することができないことは、先の回答で述べたとおりである。</p> <p>御提出いただいた補足資料にある、都道府県知事が計画を認定・指定等することにより市町村ごとの一般廃棄物収集運搬業の許可を不要とする制度については、市町村の既存の処理体制に影響を与えるだけでなく、都道府県と市町村が異なる処理方法を進めることで、処理に困難を生ずるおそれがある。例えば、市町村が剪定枝を木材チップ化する再生利用を進めているにもかかわらず、都道府県において、剪定枝を堆肥化する業者を認定・指定等して事業を推進させた場合、双方の方針が整合しないことで、かえって効率的な再生利用に支障を来すことが考えられる。</p> <p>また、現行制度上、一般廃棄物については、市町村の統括的な処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、複数市町村の区域をまたがる広域的な処理を進めるためには、関係市町村と事業者の調整は重要である。仮に、不適正な処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じた場合、最終的には市町村自ら行政代執行等により支障の除去を行わなければならないといった責任が市町村にあることを斟酌すると、関係市町村（特に、他市町村の廃棄物を受け入れることとなる市町村）の意向を考慮しない制度を設けることは適切でない。</p> <p>なお、再生利用指定制度については、本年度、市町村における同制度の活用状況を調べ、既に同制度を導入している市町村の事例から他市町村の参考となるものを抽出することとしている。調査結果については、各市町村へ提供することとしている。その際、都道府県の調整の下、複数の市町村が連携し、同制度を活用して広域的なりサイクルを行っている事例について</p>				

でも紹介することとしたい。

以上のことから、まずは既存制度の活用を御検討いただきたい。

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1043060
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条
制度の現状	<p>狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。</p> <p>① 狩猟について必要な適性</p> <p>② 狩猟について必要な技能</p> <p>③ 狩猟について必要な知識</p>

求める措置の具体的内容	<p>狩猟免許試験の実施項目における「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促していくために、銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複する当該項目についてのみ免除を求めるものである。あくまで免除をするのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普遍である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱包)であり、実際の猟野での発砲を想定した試験項目(団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)については実施するものである。</p> <p>提案理由： 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させるために受験者の負担軽減が必要であることから再提案するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目である。銃器を用いた捕獲等において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故が依然として発生している実態にかんがみれば、人間の生命・身体の安全・安心を確保する観点から、銃器の基本操作に係る事項を狩猟免許の試験科目から除外することは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>
-------	-------------------------------------

提案主体からの意見				
<p>基本操作(点検、分解結合、装填、脱包)は、狩猟免許試験、銃刀法の技能講習(検定)であっても安全な銃の使用のために行うものであり、その操作方法や手順に違いがあるとは考えられない。所管が異なるとはいえ、法律で定められた銃刀法の技能講習(検定)において、狩猟目的である基本操作の能力は実証されていることから、銃器に関して安全な取り扱いを目的として法令に基づき実施する試験を改めて課す必要ないと考える。再度検討をお願いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えず、鳥獣保護担当部局においても再度確認する必要がある。</p> <p>また、当該試験項目に要する時間や実施者の負担が多大であるとは認められず、項目を除外しても、負担軽減になるとは考えられない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>鳥獣保護法と銃刀法の別の法令に基づく試験(検定)ということだけで同様の試験を行うことは受験者にとって不合理である。銃刀法における射撃講習(技能検定)においては実射試験が課されており、基本操作(点検、分解結合、装填、脱包)に限れば、さらに狩猟免許試験において模擬銃による試験の必要性はないと考える。また、本提案により、受験者自身の試験時間短縮だけでなく待ち時間も短縮され、受験者の負担軽減に寄与するものであることから再度検討をお願いしたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ
<p>銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。また、銃刀法における技能講習の基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認する必要がある。</p>				

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	都道府県	兵庫県
提案主体名	兵庫県	提案事項管理番号	1043070

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条
制度の現状	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。

求める措置の具体的内容	鳥獣保護区のうち、特定の鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害が発生している地域で、知事が指定した区域については、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の捕獲許可を不要とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けことなく捕獲できる特例を設ける。</p> <p>他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。</p> <p>提案理由： 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、鳥獣保護区においても有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施により捕獲を行っているが、許可捕獲では捕獲従事者の減少等により、十分な捕獲ができていない。農林業被害を早期に減少させるため、有害鳥獣捕獲のみでなく狩猟も含めた総合的な個体数減少に向けた取組が必要となっている。また、農林業被害の影響から鳥獣保護区の更新の際には地元同意が難しい状況が生じており、一時的に狩猟による捕獲を実施することが、結果的に鳥獣保護区の存続に繋がるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
鳥獣保護区は、狩猟を禁止すること等により、鳥獣の大規模な生息地や、渡り鳥や希少動物の生息地の保護等を図るために指定している。鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、保護対象鳥獣の錯誤捕獲や狩猟者や猟犬により鳥獣が追いまわされることによる営巣放棄を招いたり、一般狩猟者と違法捕獲者の区別がつきにくくなり、取締りが困難になるなど、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障をきたすおそれが高い。したがって、鳥獣保護区内については、捕獲の時期や方法を管理できる許可捕獲で対応していただきたい。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。
提案主体からの意見	

許可捕獲を行っても捕獲従事者の減少等により十分な捕獲が出来ないため、狩猟による捕獲を特区によりお願いするものである。実施方法としては区域を指定し、わな捕獲限定するなどして行うものであることから、ご指摘の狩猟者に追われることによる営巣放棄を招いたり、一般狩猟者と違法捕獲者の区別の問題等は生じないものと考えている。なお、農林業被害の影響から鳥獣保護区更新の際に地元の同意を得ることが難しくなっており、一時的に狩猟による捕獲を実施することが、鳥獣保護区の目的である鳥獣の大規模な生息地、渡り鳥や希少動物の生息地の保護を図ることに繋がるものである。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

わな捕獲に限定したとしても、捕獲者の人数や行動を規制することはできず、鳥獣の営巣放棄等につながる懸念は払拭されない。

農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総合的に推進していただきたい。

また、鳥獣保護区において、指定の目的に照らし、シカ等の食害による植生の荒廃等を防止する必要がある場合は、法第28条の2に定める保全事業として、都道府県が鳥獣の生息地の保護及び整備に支障を及ぼすおそれのある動物捕獲等を行うことも可能である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

猟師の減少・高齢化等により有害捕獲許可等による捕獲では十分に対応することが困難であるため、特区提案を行うものである。全ての鳥獣保護区において狩猟を認めようとするものではなく、知事が指定した区域内においてわな猟においてのみ実施するものであり、鳥獣の営巣放棄等の懸念はある程度コントロールできるものと考えている。農林業被害を理由として鳥獣保護区等の指定解除を望む地域が常にあり、指定解除せざるを得なくなれば、特区を認めたことによる鳥獣の営巣放棄等の懸念が、懸念ではなく現実に生じることになる。鳥獣の生息状況や被害の状況等は都道府県一律でないことから、本県の実情に応じた対応として提案を認めていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

鳥獣保護区で狩猟を認めると、たとえ区域と猟法を限定して実施したとしても、不特定で多数の狩猟者の自主的な捕獲行為を持ち込むこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念は払拭されない。

農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総合的に推進していただきたい。

また、都道府県指定鳥獣保護区において、指定の目的に照らし、シカ等の食害による植生の荒廃等を防止する必要がある場合は、法第28条の2に定める保全事業として、都道府県が鳥獣の生息地の保護及び整備に支障を及ぼすおそれのある動物捕獲等を行うことも可能である。

さらに、有害鳥獣の許可捕獲については、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく鳥獣の捕獲等の適切な運用等について」(平成21年3月30日付け環境省自然環境局野生生物課長通知)において、許可手続きの円滑化及び弾力的な運用について周知を図っているところであり、管下の市町村へ改めて周知徹底を図っていただきたい。

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃によるシカの捕獲をできることとする	都道府県	兵庫県
提案主体名	兵庫県	提案事項管理番号	1043080

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条
制度の現状	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。

求める措置の具体的内容	農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等について、夜間の銃の使用を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	日出前及び日没後に禁止されている銃猟について、大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等、灯火するなどにより安全性を十分確保できるものについては、夜間においても銃器の使用を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また勤務時間外の夜間に捕獲隊員を確保することにより早期に農林業被害の減少を図る。 提案理由： 本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲班員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>現行制度においても、止めさし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態があることから、事物を明確に見分けられない夜間における発砲については、危険を防止し、公共の安全を維持すること等を確実に担保することが困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	提案の内容は、灯火等により安全性を十分に確保できるものについて銃器を使用できるよう提案しているものであり、大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等については、灯火の照度を上げることなどの対応により日中と同様に事物を明確に見分けることが可能である。もし灯火以外の具体的な要件あればご教示いただきたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>現行制度においても、止めさし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態があることから、日中と同様に危険を防止し、公共の安全を維持すること等を確実に担保できる灯火がない限り困難である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見			
夜間における銃器の使用については、大量捕獲わな等の設置場所に限定したものであり、安全性を確保するため灯火を行うことが前提条件である。銃器の使用場所が限定的であるため、銃が使用できる時間帯並の灯火の照度を確保することは可能である。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し I
現行制度においても、止めさし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態があることから、日中と同等に危険を防止し、公共の安全を維持すること等を確実に担保できる灯火がない限り困難である。			
灯火は、自然光と異なり、影が生じたり、灯火の光源が目に入って目がくらむことにより、誤射につながるおそれがある等の問題がある。			

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国立公園内での風力発電施設設置について	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1043090
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	自然公園法第 20 条第3項及び自然公園法施行規則第 11 条第 11 項
制度の現状	<p>風力発電施設については、平成 16 年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第 11 条第 11 項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国立公園内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本県では、本年度中に 2020 年度を目標年度とした次期地球温暖化防止推進計画を策定予定であり、その中で、自然エネルギーの大幅導入を同計画に盛り込むことになると考えている。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p> <p>提案理由:</p> <p>本年 1 月に、わが国は、気候変動枠組条約事務局に対し、2020 年までに 1990 年比で 25%の削減目標を提出しており、今後、再生可能エネルギーの導入促進は不可欠な状況である。その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
地球温暖化防止の観点も踏まえた上で、大規模な風力発電施設は、保全すべき自然景観や生態系に大きな影響を与える可能性があるため、自然公園法に基づく審査基準に基づき、具体的な計画に即して、個別に判断すべきものと考えている。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>景観については、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」に示されているように、地球温暖化防止対策のシンボリック存在として景観上良い印象を与えるとの意見もあり、周辺の風致・景観と調和する場合は、風致景観に関する規制を除外すべきと考える。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
「国立・国定公園内における風力発電施設設備のあり方に関する基本的考え方」では、風力発電施設は一般に山稜線や海				

岸線、岬の上など、見通しの良い場所に立地するとともに、特に大規模な施設の場合、それ自体が風景の主対象となるなど、自然景観を一変させるため、国立・国定公園内においては保全すべき自然景観に大きな影響を与える可能性がある。自然エネルギーを生み出す風力発電施設といえども、大規模な人工構造物という観点からは一般的な自然景観にみられるスケールやテクスチャとは大きく相違しており、主要な展望地や利用ルートからの展望を妨げる、あるいは眺望対象に支障を与えること等による悪影響を及ぼすおそれがあるとしている。また、野生動物への直接影響として、海外においては鳥類やコウモリ類の風車への衝突死に関する事例が報告されているほか、採食地・繁殖地の喪失等を引き起こす可能性も指摘されている。

国民の財産である貴重な自然を有する国立・国定公園は、豊かな生物多様性を育み、観光立国を推進する上で重要な観光資源としても、その保全を図る必要がある。

これらのことから、自然公園内における風力発電施設については、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するべきと考えている。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見			
自然公園区域への風力発電施設の建設にあたっては、ブレードへの鳥類等の衝突(バードストライク)や生態系への影響について、個別の判断を行う必要があるが、景観については、自然景観として特に保全すべき眺望点からの景観を回避し、かつ、地球温暖化防止の象徴として自然景観との調和を図ることのできる区域を特定できることから、景観の観点からの設置可能エリアを特区として指定することは可能と考える。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し III
風力発電施設の設置における自然景観への影響は、風車の位置、数、高さ、関連施設など事業毎に条件が異なるとともに、周辺の地形、植生、眺望点等との関係性により、数メートルの立地地点の移動や高さの変更によって大きく変わるものである。そのため、実際の審査に当たっては、尾根筋を外すなど立地を変更し、高さを抑え基数を減らすなど、一定の区域内における事業計画であっても、国立・国定公園の自然景観を保全するための措置を求めてきたところである。よって、提案主体からの再意見にあるような区域をあらかじめ特定することは難しく、自然公園内における風力発電施設については、具体的な計画に即して、個別に判断するべきと考えている。			

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	有害鳥獣被害の自己防衛手段の緩和について	都道府県	岡山県
		提案事項管理番号	1044010
提案主体名	新見市		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条
制度の現状	<p>狩猟期間内に狩猟が禁止されていない場所であって、垣さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内であれば、銃器を使用しない方法に限り、許可を受けずに狩猟鳥獣の捕獲をすることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農家の方が、狩猟免許を持たずに有害鳥獣を自分の農地内で捕獲できるようにするため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条2項口の「住宅の敷地内」を「住宅の敷地内及び農地内」に緩和し、なおかつ「狩猟期間内に限り」を「狩猟期間及び有害鳥獣捕獲許可期間」に緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>有害鳥獣被害は年々増加傾向にあるため、個体数調整を行っているが、被害地域は拡大しており、高齢化の進んだ有害鳥獣駆除班では、その活動に限界を感じている。</p> <p>現状では、目の前の農作物が被害にあっても、農家自身が有害鳥獣を捕獲することが出来ないため、追い払いと被害とのイタチごっこになっている。</p> <p>農地の被害に対して自己防衛手段を緩和することで、農作物被害額の減少、耕作意欲の向上(耕作放棄地拡大の防止)、高齢化した有害鳥獣駆除班(猟友会)の負担軽減を図られる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>農業者が事業に対する被害を防止する目的で自らの事業地内に設置する囲いわなについては、</p> <p>①狩猟期間にイノシシ等の狩猟鳥獣を捕獲する場合、狩猟免許は必要としていない(鳥獣保護法第11条第1項第2号イ及び同法施行規則第2条第3号括弧書き)</p> <p>②狩猟期間以外の期間については、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合又は住民の安全に確保に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、狩猟免許を所持しない者にも許可できる(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく鳥獣の捕獲等の許可の適切な運用等について」平成21年3月30日付け環自野発第090330002号野生生物課長通知)としている。</p> <p>囲いわな以外のわなについては危険性があるため上記の適用はないが、「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」(1303 特区)を活用すれば、農協等の法人が行う有害鳥獣捕獲の申請において、従事者の中に狩猟免許所持者が含まれており、捕獲技術及び安全性等が確保されている場合は、狩猟免許を所持しない者も有害鳥獣の捕獲に従事できることとしていることから、これらの措置を有効に活用していただきたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
-------	--

提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟鳥獣の追加について	都道府県	岡山県
		提案事項管理番号	1044050
提案主体名	新見市		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条
制度の現状	肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等の対象となる鳥獣であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものを狩猟鳥獣として定める。

求める措置の具体的内容	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条に定められている狩猟鳥獣にサルを追加する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>年々サルの個体数が増加傾向にあり、農作物被害も増加している。</p> <p>現状では、狩猟期間は11月15日から2月15日までで、狩猟鳥獣は、鳥類29種、獣類20種が定められている。</p> <p>これまでは、獣類20種の中にサルが含まれていないため、狩猟期間中であってもサルを狩猟にて捕獲することが出来なかったが、サルを狩猟鳥獣に含めることで、サルも狩猟の対象となり、個体数の減少につながるとともに、農作物被害の減少、耕作意欲の向上(耕作放棄地拡大の防止)、高齢化した有害鳥獣駆除班(猟友会)の負担軽減につながる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>狩猟鳥獣とは、そもそも狩猟の対象として肉や毛皮・羽毛等を得る資源的価値等を有し、狩猟者が狩猟の対象としているものを指定するものであり、サルについては、狩猟の対象とするニーズが狩猟者になく、むしろ、捕殺に抵抗感を示す者多い。</p> <p>また、狩猟による無秩序な捕獲は、群れ全体を捕獲することができず、かえって、群れの分裂による被害の拡大をまねく恐れもあり、対応は困難である。</p> <p>したがってサルについては、鳥獣保護法第9条に基づき、狩猟期間の内外を問わず、現に被害が発生し又は被害が予想される場合には、許可を受けて有害鳥獣捕獲をすることは可能であることから、これにより対応されたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し III

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130130	プロジェクト名	循環資源保管活用型太陽光発電特区	
要望事項 (事項名)	地方公共団体における民間委託による一般廃棄物の最終処分場の設置に関する規制の緩和	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1047010	
提案主体名	株式会社日本環境カルシウム研究所			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項
制度の現状	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている民間企業による一般廃棄物の最終処分場の設置について、特定の一般廃棄物(一般廃棄物処理場から発生する焼却残渣を適正に中間処理したもの。以下「ばいじん等」という。)のみを搬入する場合には、処分する一般廃棄物を廃棄物処理法に基づく廃棄物から除外して、循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)として取り扱うと共に、最終処分場の設置許可を不要とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>再生利用が可能な一般廃棄物のばいじん等を、将来の活用に備えて保管しながら、現代の社会で有効に活用することによって、最終処分量、最終処分コスト、二酸化炭素の排出量の削減を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指す。</p> <p>具体的には、一般廃棄物の最終処分量の削減に取り組んでいる地方公共団体から排出されるばいじん等を、特定の民間企業が過疎化や産業の空洞化が進んでいる地域にある遊休地(工業団地を含む)に保管しながら、太陽光発電所の土木資材として活用する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん等は、現時点ではコストが高い等の理由から再生利用が進まず、一般廃棄物として処分されているが、将来技術革新が進めば、コストの縮減によって有用な資源となりうる。 ・ばいじん等を将来利用する場合には、資源として掘り出す見込みであるため、最終処分場は資源の保管場所と考えることができる。 ・ばいじん等が将来利用されるまでの間、現代社会において土木資材として活用することができる。 <p>以上のことから、現行法で必要な最終処分場の設置許可について、ばいじん等を廃棄物から除外して最終処分場の設置許可を不要とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、不法投棄等の生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要である。</p> <p>したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であるから、廃棄物として規制する必要がある、当該物の再生は廃棄物の処理として扱う必要がある。</p> <p>現に過去には、土壌改良材等の製造実験と称して一般廃棄物の焼却灰を加工処理したものの、大量の加工物を放置させて生活環境保全上の支障を生じさせた事案も発生しているところである。</p> <p>以上より、御提案に特区として対応するのは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>廃棄物処理法に基づく廃棄物は不要なものですが、廃棄物処理法の上位法であり21世紀の最初の年(2001年1月6日)に全面施行された循環型社会形成推進基本法に基づく廃棄物には循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)という新しい概念が加わりました。当該提案は、この循環資源(廃棄物を含む)を不要なものとして処分するのではなく、有用なものとして保管活用するためのものですから、はじめから「すれ違い」があるように思われます。廃棄物処理法の廃棄物と循環型社会形成推進基本法の循環資源の区別を明確にして、循環型社会を形成する取り組みと低炭素社会に向けた取り組みの統合を実現するために、再検討をお願い申し上げます。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源に該当するものであったとしても、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものについては、当然、廃棄物処理法の規制が適用される。</p> <p>御提案のように、将来において再生利用する目的があったとしても、現時点において、それ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であるから、廃棄物として適正に取扱う必要があり、その保管行為が廃棄物の処分に該当する場合は、廃棄物の飛散、流出又は地下水の汚染等による環境保全上の支障を生じさせないため、廃棄物処理法に規定する処分の基準を遵守するとともに、処分地については廃棄物処理施設(最終処分場)としての必要な設備を設け、的確な維持管理を行う必要がある。</p> <p>したがって、御提案に特区として対応するのは困難である。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見			
<p>当該提案のうち、循環資源の保管に関する部分は取り下げて、活用に関する部分のみに限定して意見を整理する。当該提案に基づく循環資源の活用は、廃棄物の再生利用認定制度に基づく「建設汚泥と高規格堤防との組み合わせ」を「焼却残渣と太陽光発電施設との組み合わせ」に置き換えた形になる。そして、廃棄物処理法の処分の基準を遵守することを前提にしている。したがって、循環資源を活用する施設には、廃棄物処理施設(最終処分場)と同じ設備を設け、的確な維持管理を行なうことにしている。この措置により、「建設汚泥と高規格堤防との組み合わせ」と同等の環境の保全上の支障を生じさせない措置を講じることができると思う。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>廃棄物処理法においては、廃棄物処理施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等を確保する必要があり、また、施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあることから、廃棄物処理施設の設置について許可制が採られている。仮に、設置者が廃棄物処理法の処分の基準を遵守し、廃棄物処理施設(最終処分場)と同じ設備を設け、的確な維持管理を行うことを予定しているとしても、法に基づいた行政による適切な管理の下で、その実効性を担保することが不可欠であり、許可を不要とすることは適切でない。</p> <p>御提出いただいた補足資料にあるように、事業者の自主的な規制に委ねた場合、処理料金を目的とした悪質な事業者の参入を招き、不適正な処理を誘発することにつながりかねない。これまで法による規制を免れて、不法投棄等の不適正処理によって甚大な生活環境保全上の支障を生じさせ、行政代執行による撤去処理に多額の費用を要した事例が生じている。過去には、土壌改良材等の製造実験を名目として一般廃棄物の焼却灰を加工処理したものの、大量の加工物を放置させて生活環境保全上の支障を生じさせた事例も発生していることは当初の回答でも述べたとおりである。</p> <p>なお、廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度には、一定の基準に従った廃棄物の再生利用の用に供する施設について、廃棄物処理施設の設置許可を不要とする特例が含まれているが、御提案の事業における「循環資源の活用」について</p>			

は、廃棄物の再生利用に該当するとは認められず、同制度により御提案の事業を実現することはできない。

以上のことから、御提案に特区として対応するのは困難である。

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「専ら物」追加権限の付与	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1064020
提案主体名	豊橋市		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項
制度の現状	<p>一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬又は処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」(以下「専ら物」という。)は、環境省の指導により古紙、布類、ビン及びびくず鉄とされ、その収集・運搬・処分において許可が不要とされている。これら以外の一般廃棄物についても、地域の特性に鑑み、主として再生利用の実態のあるものについては、市長の権限で専ら物に追加するものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>木くず、食用油、不用土、小型家電など、流通ルートに乗せることにより一層のリサイクルが進むと思われるごみについて、市場原理によるリサイクルの手法を検討する。地域の特性に鑑み市場原理によるリサイクルが適すると認められるものについては、市長が「専ら物」に追加し、流通の円滑化を図ることにより、合理的で効率的なリサイクルを進める。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条ただし書にいう「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものと解すべきであり、御指摘のような「市場原理によるリサイクルが適すると認められるもの」については、その物の性質上、通常再生利用されるものであるとは言えず、市況等によっては、ぞんざいに扱われ、不法投棄等の環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、当該一般廃棄物の処理を業として行う者を市町村長の許可制度の対象とすることにより、適正な処理を確保することが必要である。</p> <p>現にこれまでも、リサイクル目的の資源と称して木くず等を過剰堆積、不適正保管する不適正処理事例が後を絶たず、その結果、野積みされた木くずが発火し甚大な生活環境保全上の支障を生じさせた事例や、過剰堆積された木くずの行政代執行による撤去・処理に多額の費用を要した事例が存在する。</p> <p>したがって、御提案については、特区として対応することは困難である。</p> <p>なお、御提案の事業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号に基づき、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物の処理を行う者であって市町村長の指定を受けた者については、一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可が不要となる制度(再生利用指定制度)を活用することにより、対応可能であると考えます。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130150	プロジェクト名	汚水処理施設連携総合特区		
要望事項 (事項名)	処理区域外で発生するし尿について下水処理場で の受け入れ可能化	都道府県	愛媛県	提案事項管理番号	1073010
提案主体名	松山市				

制度の所管・関係府省庁	国土交通省 環境省
該当法令等	「終末処理場におけるくみ取りし尿の処理について(昭和47年8月7日環整発第38号・建設省都下事発第32号)」の通達
制度の現状	<p>①くみ取便所の水洗便所への改善促進を図るために供用区域内において水洗便所に対応するまでの間、し尿の全量を終末処理場において処理できるように措置するため、②下水道整備5箇年計画(当時)による整備予定区域内のし尿を、必要に応じて、下水道と接続する前に先行整備した終末処理場で処理できるという主旨である。ご要望の上記区域外のし尿を終末処理場で処理することの可否について通知したものではない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「下水処理場」と「し尿処理場」は、どちらも汚水の浄化を目的としており、公共下水道とし尿の両方を勘案した汚水処理計画を策定し、「し尿処理場」の処理施設を「下水処理場」に集約化することでコスト縮減が大幅に図れることから、下水道法第2条に規定する処理区域の区域外発生するし尿についても「下水処理場」で受入れて共同処理ができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>昭和47年8月7日付け通達(環整発第38号・建設省都下事発第32号)では、し尿を「下水処理場」で処理できる区域は、下水道法第2条に規定する処理区域(供用開始が告示された区域)内に限定されている。</p> <p>しかし、「下水処理場」と「し尿処理場」は、どちらも汚水の浄化を目的としているにもかかわらず、所管省庁の違いから同様の処理施設を設けなくてはならず、結果として二重投資となり、コスト増の要因となっている。多くの自治体が、独自に処理施設を持ち、汚水処理を行っていることから、両者を連絡管渠で接続し、処理機能を一つの処理場に集約させることにより、効率的な管理が可能となる。</p> <p>なお、汲取りし尿や浄化槽汚泥は汚濁濃度が高いことから、現「し尿処理場」を中継所として位置づけ、そこで希釈等の前処理をした後に、既設公共下水道管へ流入させる方法により「下水処理場」において一元化する方法を検討している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>ご指摘の「終末処理場におけるくみ取りし尿の処理について(昭和47年8月7日環整発第38号・建設省都下事発第32号)」の通達は、①くみ取便所の水洗便所への改善促進を図るために供用区域内において水洗便所に対応するまでの間、し尿の全量を終末処理場において処理できるように措置するため、②下水道整備5箇年計画(当時)による整備予定区域内のし尿を、必要に応じて、下水道と接続する前に先行整備した終末処理場で処理できるという趣旨である。ご要望の上記区域外のし尿を終末処理場で処理することの可否について通知したものではない。</p> <p>一方で、し尿処理施設については、上記の区域のみならず広くくみ取便所を設置している家屋からのし尿等を対象としており、下水道等の汚水処理施設とし尿処理施設を適切に組み合わせることで計画的に整備することにより、効率的な事業実施となるように各市町村の判断により適切な整備手法を選択されているものと考えている。ご提案内容を含めし尿処理場の今後の対応策については社会情勢等を考慮し各市町村によって判断するところであると考えている。</p> <p>し尿等をし尿処理場で前処理して既設公共下水道管へ接続し流入させる方法については、現行制度下で実施可能であり、</p>				

関連部局で調整の上、技術的な検討等を踏まえ実施されたい。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130160	プロジェクト名	宮古島バイオエタノールプロジェクト
要望事項 (事項名)	ガソリンに関する燃料の規格の緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1076020
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 国土交通省 環境省
該当法令等	大気汚染防止法第19条第1項 大気汚染防止法第19条の2第1項 大気汚染防止法第19条の2第1項の規定に基づく、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度告示 揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条第1項 道路運送車両法第40条、41条 道路運送車両の保安基準第1条の2 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第3条
制度の現状	<p>自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品確法」という。)の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1.3%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%(B5)までと規定している。</p> <p>大気汚染防止法においては、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1.3%までと規定しており、許容限度以上にバイオ燃料が混合された燃料については、これに対応していない車両に使用した場合は大気汚染への影響があることから、認められていない。</p> <p>品確法においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%(B5)までと規定している。</p> <p>エタノール含有量については、一般車両に高濃度アルコール燃料を導入した場合に金属腐食及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性上問題のない燃料として3%上限を規定しているものである。また、バイオディーゼル含有量については、混合率5%を超える燃料については、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用して公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、5%上限を規定しているものである。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料混合燃料の使用・販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められていない。</p> <p>一方で、バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、同法において、自動車の安全性や管理体制</p>

等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度(試験研究認定制度)を実施しており、これによって、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。

なお、高濃度エタノール混合燃料試験研究については、現時点では、北海道とかち財団や大阪府においてバイオエタノールを10%混合したガソリン(E10)の試験研究認定を3年計画で取得し実施しているところ。

道路運送車両法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて燃料規格を制定しているが、E3を超えるバイオエタノール混合燃料を一般車両に使用した場合、安全性及び大気汚染防止の観点から問題があり得ることから、E10は、大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度や品確法に基づく揮発油強制規格において、一般の自動車燃料として使用することが認められていない。また、同様な考えに基づき、国土交通省所管の「保安基準細目告示」においてもE10燃料規格及びそれを前提とした安全上、環境上の技術基準が定められていない。

しかしながら、バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成19年10月に自動車の安全性等を確保することを要件としてE10対応車の技術指針を定め、大臣認定による試験走行を可能とする制度を実施しており、この制度を用いることにより、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。現在、北海道のとかち財団や大阪府において3カ年にわたる試験研究実証が実施されている。

求める措置の具体的内容

ガソリンに係る燃料の規格について、エタノールが容量比3%以下とされているところ、10 から 20%以下まで引上げることを求める。

具体的事業の実施内容・提案理由

現在宮古島においては、製糖後の残渣糖蜜等を活用してバイオエタノールを生産し、これを燃料の一部として島内において利用するとともにバイオエタノールの生産の過程で生じる蒸留残渣について肥料又は飼料として島内の農畜産業において利用し、エネルギーの地産地消を通じた環境調和型の循環型社会のモデルの形成を目指す、「宮古島バイオエタノール実証事業」が進められている。当該実証事業においてはバイオエタノールは、主にガソリンに混合させて自動車の燃料として活用することとされている。現行制度においてはこうしたエタノール含有ガソリンについては、その含有の割合が3%であるもの(E3)までは使用が認められているが、これを超えるものはガソリンとしての使用が認められていない。一方、米国においては10%まで(E10)、ブラジルにおいては20から25%まで(E20~25)ガソリンに含有することが認められ、実際にこうしたガソリンを燃料とした自動車が走行している。エタノールの使用については、これによる自動車、給油設備等の劣化等に関する課題が指摘されているが、我が国の一部の自動車企業が製造する自動車については、米国に輸出されE10等を使用しても何ら問題が生じない構造と同一の構造となっており、指摘されている課題は技術的には既に解決済みであると言える。かかる状況下において、またグリーンイノベーションを目指しているところ、E10等の使用が認められていないというのは著しく合理性を欠くものであると考えられる。そこで、本特例措置についてまず実証事業が進められている宮古島において実験し、宮古島発で全国に展開することを提案するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
現在、環境省、経済産業省、国土交通省において、バイオエタノールを10%混合したガソリン(E10)の、現行の試験研究用自動車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の規格内容について、平成22年度内に結論を得るべく検討を行っているところである。				
今回の提案に係るE10等を用いた実証事業については、当分の間、現行の道路運送車両法に基づく大臣認定制度と揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用していただきたい。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの意見

貴省ご回答においては、E10 対応の車両及び燃料の規格内容について、平成 22 年度内に結論を得るべく検討を行っているとのことであるが、①現在の検討状況及び②試験研究用自動車以外の E10 対応自動車の公道使用を可能とする時期について、教示されたい。また、大臣認定制度等を活用することで、実証事業が可能とのことであるが、当方提案は特区におけるE10 の使用を可能とすることを求めるものであるところ、特区において申請を行うについては、両手続を一本化又は簡素化することは検討できるか。併せて、当方提案においては、E10 のみならず、最大E20 まで引上げることを求めているが、これについても検討の上、回答されたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

D

「措置の内容」の見直し

—

現在、環境省、経済産業省、国土交通省において、バイオエタノールを 10%混合したガソリン(E10)の、現行の試験研究用自動車以外の E10 対応自動車への使用を可能とするため、E10 対応の車両及び燃料の規格内容について、平成 22 年度内に結論を得るべく検討を行っているところである。

今回の提案に係る E10 等を用いた実証事業については、当分の間、現行の道路運送車両法に基づく大臣認定制度と揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用していただきたい。

〇再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

貴省ご回答においては、E10 対応の車両及び燃料の規格内容については平成 22 年度中に結論をえることとしているとのことであるが、E10 を自動車の燃料の規格として認める趣旨を含むものであると解してよろしいか。次に、E20 についての貴省のご回答は、E20 は自動車の燃料の規格としては認められないという趣旨を含むものか、教示されたい。また、車両に係る大臣認定制度と燃料に係る試験研究認定制度の申請について一本化又は簡素化は困難であるとのことであるが、民間事業者等からすれば新たな燃料を活用して自動車の走行実験を行うという点については同じであるところ、少なくとも申請受付窓口を一本化することは検討できないか。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D 一部 C

「措置の内容」の再見直し

—

再検討要請に対する回答の「E10 対応の車両及び燃料の規格内容については、大気汚染防止や安全性確保等の観点から検討を行っている」とは、E10 を含めた現行の規格値を超えるバイオ燃料混合ガソリンの規格について検討を行っているものである。

一方、E20 については大気汚染防止や安全性確保等の観点から課題があり、更なる実験や実証試験等による知見の集積が必要と認識している。

なお、車両に係る大臣認定制度と燃料に係る試験研究認定制度の申請については、それぞれの観点から評価を行うために必要となる事項について手続きを設けているものであり、各手続きで必要となる書類も所管する省庁も異なることから、申請受付窓口を一本化することは困難である。

13 環境省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	130170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区における特定鳥獣(イノシシ)の狩猟解禁	都道府県	福島県
		提案事項管理番号	1080010
提案主体名	福島県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条
制度の現状	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。

求める措置の具体的内容	鳥獣保護区のうち、イノシシの個体数が増加して農業被害が発生している地域において、知事が区域や期間を設定し、イノシシに限り狩猟を可能にする。
具体的事業の実施内容・提案理由	鳥獣保護法によれば、鳥獣保護区内では狩猟により鳥獣の捕獲をすることはできない。 県内の中通り、浜通り地方にあっては、近年鳥獣保護区内も含めイノシシの生息数が増加し農作物被害が発生しており、耕作意欲の低下などにより耕作放棄地や荒廃農地の増加が懸念されている。市町村が行う有害鳥獣捕獲隊による捕獲は鳥獣保護区内でも行えるが、予算や対応に限界があり十分な捕獲圧が確保できない実態にある。 そこで、イノシシに限り鳥獣保護区内においても狩猟が行えるよう、知事が区域や期間を設定し、効果的な捕獲圧を確保することで、イノシシによる農作物被害を減少させ、地域の活性化に結びつける。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
鳥獣保護区は、狩猟を禁止すること等により、鳥獣の大規模な生息地や、渡り鳥や希少動物の生息地の保護等を図るために指定している。鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、保護対象鳥獣の錯誤捕獲や狩猟者や猟犬により鳥獣が追いまわされることによる営巣放棄を招いたり、一般狩猟者と違法捕獲者の区別がつきにくくなり、取締りが困難になるなど、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障をきたすおそれが高い。したがって、鳥獣保護区内については、捕獲の時期や方法を管理できる許可捕獲で対応していただきたい。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
			I